

〈報道発表資料〉

総務部 市民税課  
担当 課長 鈴木  
直通 048-996-2111 (内 301)  
E-mail:shiminzei@city.yashio.lg.jp



特別税額控除（定額減税）実施に係る補正予算を4月1日に

専決処分

令和6年度税制改正に伴う、令和6年度個人市民税所得割額からの特別税額控除（いわゆる定額減税）実施に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市では、速やかに関係する市税条例の改正を専決処分で行ったところです。

本件は、市税条例の改正を踏まえ、個人市民税所得割額からの特別税額控除実施に向け、速やかにシステム改修等を図る必要があることから、地方自治法第179条の規定に基づき、システム改修費等の予算について、令和6年4月1日に専決処分しました。

1 予算の内容

・ 需用費（特別税額控除に関するチラシ印刷）	203,000円
・ 委託料（特別税額控除に係る個人市民税システム改修）	8,855,000円
合 計	9,058,000円

※本予算は、個人市民税からの特別税額控除を行うための対応であり、控除しきれない方への調整給付に係る対応費は含まれていません。

2 参考資料

別添「令和6年度八潮市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分について」

## 令和6年度八潮市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度個人市民税所得割額からの定額減税実施に係るシステム改修費等の予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分したものである。

## 補正予算の規模

補正前予算額	37,638,876千円
今回補正額	9,058千円
補正後予算額	37,647,934千円

## 1 歳入

(1) 財政調整基金繰入金を補正する。 9,058千円

## 2 歳出

(1) 令和6年度個人市民税所得割額からの定額減税実施に係る経費を補正する。 9,058千円

- ・印刷製本費 (203千円)
- ・個人市民税システム改修等委託料 (8,855千円)

## 問い合わせ

八潮市企画財政部財政課 栗原  
電話 048-996-2111 内線380